

5 凍 結

冬の厳寒期には水道の水が凍って、出なくなったり、水道管が破裂することがあります。特に明け方など気温が下がると、水道メーターや水道管などの破損・破裂事故がおこりますので、低温注意報が出された夜は次の点にご注意ください。

◎外気温が0℃以下になり

そうな時は、凍結防止のため水道のじゃぐちから、少量（1 分間に 200ml 程度）の水を流しておいてください。

◎瞬間湯沸器・給湯器などは、器具内の水を抜いておきましょう。



凍結してしまった場合は、管内の氷がとけた後にご使用をお願いします。

6 団地の事故防止

バルコニー

バルコニー（ベランダ）の手すりの上には物を置かないでください。また、手摺の上に布団を干すと落下事故につながり危険ですので、干さないでください。

洗濯物

洗濯物を干す時は風に飛ばされたり水が飛び散らないように気をつけましょう。また、バルコニーから突き出して干物をしますと落下事故につながる場合がありますので避けてください。



団地内施設

団地内には、污水处理施設・遊水池・電気室・エレベーター機械室などがありますが、これらの施設内には絶対に立ち入らないようにしてください。

11

退去手続きについて

1 「住宅退去(解約)届」の提出及び退去月の家賃等について

◎住宅を退去される時は、30日前までに「住宅退去(解約)届」を担当のセンターに提出してください。

前述の期間をおかずに住宅退去(解約)届を提出したときは、賃貸借契約は届出の翌日から起算して30日の経過をもって終了するものとします。

◎退去月の家賃等は退去日までの日割となります。

高齢者向け優良賃貸住宅・特定優良賃貸住宅については、退去日が毎月末日以外の日になる場合、契約家賃（補助金交付前）の日割となります。

なお、機関保証会社をご利用の場合、事務手数料は日割とはなりません。

2 退去跡補修費等負担基準について

退去された後の住宅の補修費は、退去者負担と公社負担とに区分されます。

なお、退去跡補修費等負担基準につきましては本冊子(37～42ページ)をご参照ください。

3 退去跡査定について

査定は入居中に実施します。また、補修費の概算負担額は査定当日にお知らせします。

なお、退去後に残存物があつた場合は、追加して負担していただきます。（査定の日程について調整がつかない場合は、退去後の査定となる場合があります。）

4 鍵の返還について

◎鍵は退去日までに必ず担当のセンターに、入居時にお渡しした鍵を全て返還してください。

万一、鍵の返還が遅れますと、実際に鍵を返還された日まで家賃等を請求させていただきますことになる。

◎鍵を紛失されている場合や合鍵を含んでいる場合は、鍵及びシリンダー錠の交換費用をご負担いただきます。

5 電気・ガス・水道料金などの精算について

退去までに、共益費及び電気・ガス・水道の使用料を精算してください。

6 不要物の処分について

◎不要となった自転車・バイクは退去前に必ず処分してください。

◎共用廊下等にある私物は処分してください。

◎インターネットを利用された場合、配線の撤去をしていただきますが、事業者によっては時間がかかる場合がありますのでお早めに手続きをお願いします。

7 駐車場の解約について

駐車場を解約される場合は、15日前までに「解約届」を担当のセンターに提出してください。前述の期間をおかずに「解約届」を提出した時は、解約届提出の翌日から起算して15日後が解約日となります。

8 敷金(住宅)及び保証金(駐車場)の精算について

◎敷金は、日割家賃・退去跡補修費等と相殺し精算します。

保証金は、駐車場の日割使用料等と相殺し精算します。

また、お客様の申し出により、敷金と保証金を合算し、精算することができます。(住宅の退去日と駐車場の解約日が同日付の場合等の条件があります。)

◎敷金及び保証金は、速やかに精算事務を行いますが、精算には、1～2ヶ月を要しますのでご了承ください。

なお、この間に住所や電話番号等変更があった場合は、担当のセンターまで連絡してください。

◎返還金がある場合は「住宅退去(解約)届」及び「解約届」記載の指定口座に振り込みします。なお、不足額が生じた場合は「住宅退去(解約)届」及び「解約届」記載の指定口座から振替、または振込納付書を発送しますのですみやかにお支払いください。

※公社団地の家賃支払い(口座引落の方)は当月分を当月28日(2月のみ26日)払いです。

※精算書記載の敷金額が契約書記載と異なる場合がありますが、家賃改定に伴う敷金額減額時に差額をそのつど口座へ返金したためです。

機関保証制度をご利用の場合

◎解約月の家賃等については、月の途中であっても、一旦解約月1ヶ月分の家賃等を振替し、後日精算します。なお、機関保証会社の事務手数料は日割とはなりません。

◎退去跡補修費等については、解約月の1～2ヶ月後に補修費等に事務手数料を加算のうえ振替いたします。(振替日については、状況により多少前後する場合があります。)

※詳しくは、ご契約の機関保証会社にお問い合わせください。